

訪問看護及び予防訪問看護事業
重要事項説明書

(R6年6月1日改定)

とりかい訪問看護ステーション

住 所 福岡市城南区鳥飼 6-7-14
電話番号 092 - 851 - 9760

1. 当事業所の概要

(1) 当事業所の名称等

法 人 名	医療法人 弘医会
代 表 者	理事長 笠原憲二
事業所名称	とりかい訪問看護ステーション
所 在 地	福岡市城南区鳥飼 6-7-14
連 絡 先	0 9 2 - 8 5 1 - 9 7 6 0
介護保険指定	指定訪問看護事業所 指定予防訪問看護事業所 (福岡県指定第 4061190106)
管 理 者	池田 智子
サービス実施地域	福岡市城南区・早良区・中央区・西区

(2) 関連施設

- ・福岡鳥飼病院
- ・とりかい介護老人保健施設
- ・とりかい訪問看護ケアプランサービス
- ・とりかいヘルパーステーション
- ・グループホームとりかい
- ・小規模多機能ホームとりかい
- ・住宅型有料老人ホームとりかい
- ・太刀洗病院
- ・介護老人保健施設ふじ
- ・グループホーム弘医荘
- ・たちあらい訪問看護ケアプランサービス
- ・有料老人ホームいなほ

(3) 職員の勤務体制及び営業時間

職 種	職 員 数
管 理 者	1 名
看 護 職 員	2.5 名 以上
理学・作業療法士	1 名 以上
事 務 職 員	1 名

営業日及び受付時間 月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：00
土曜 午前8：30～午後1：00
(祝祭日、及び原則として8/14.15・12/30～1/3 までを除く)

(4) 訪問看護サービス及び予防訪問看護サービスの目的

この事業は、訪問看護ステーションの看護師その他の従事者が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者であつて、かかりつけの医師が、訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適切な訪問看護及び予防訪問看護を提供することを目的とする。

的とします。

(5) 当事業所の運営方針

事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供を行います。又、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 訪問看護計画及び予防訪問看護計画の作成・変更

1. 訪問看護ステーションは、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画又は予防訪問看護計画を作成し、その後も当該実施状況の把握に努めます。
2. 訪問看護計画又は予防訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
3. 訪問看護計画又は予防訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 訪問看護ステーションは、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護及び予防訪問看護の目的に従い、訪問看護計画又は予防訪問看護計画の変更を行います。
 - (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変更により、当該訪問看護計画又は予防訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - (2) 利用者が訪問看護サービス又は予防訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更は必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
6. 訪問看護ステーションは、訪問看護計画又は予防訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びご家族に説明し、その同意を得るものとします。

3. 訪問看護及び予防訪問看護の内容

1. 病状・障害の観察
2. 食事介助
3. 排尿、排便介助
4. 浣腸・摘便
5. 入浴介助
6. 清拭
7. 部分浴
8. 洗髪
9. 整容
10. 爪きり
11. 寝衣寝具交換
12. 移動
13. 褥創の予防、手当
14. 創処置
15. 導尿・膀胱洗浄
16. 留置カテーテル交換
17. 鼻腔栄養
18. 栄養指導
19. 服薬管理
20. 介護指導
21. リハビリ
22. 福祉サービス
23. 会話・相談・助言
24. 介護者支援
25. その他

4. ご利用料金について

(1) 訪問看護費及び予防訪問看護費

料金は別紙の通りです。

(2) 交通費について

通常の事業実施地域以外利用の場合、訪問にかかる交通費については、当事業所の規定により、支払いを受けます。

- | | | | |
|------|------------|------------|------|
| ① 片道 | 2キロメートル以上 | 5キロメートル未満 | 100円 |
| ② 片道 | 5キロメートル以上 | 10キロメートル未満 | 200円 |
| ③ 片道 | 10キロメートル以上 | | 400円 |

(3) キャンセル料について

利用をキャンセルされる場合は、利用日の前日までにご連絡いただきますようお願い致します。利用者が正当な理由（体調不良等）なくキャンセルされる場合は、基本料金をお支払いいただく場合がございます。

(4) 利用料の延滞について

支払い期日において、本条第1項、第2項に定めるサービス利用料金の支払いがされなかった場合には、事業所は利用者に対して、支払い期日の翌日から支払い完了の日までの日数に応じて、遅延利息を併せて請求させて頂く場合がございます。

5. 利用日の変更について

1. 利用日の変更

利用者は、都合により所定の日時における訪問看護サービス又は予防訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施の前日までに事業所に申し出るものとします。また、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得た上でサービス内容を変更することができるものとします。

2. その他

訪問看護ステーションは、本条第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービス従事者等の稼働状況により利用者の希望する日時のサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提供して協議するものとします。

6. 秘密の保持について

事業者及び事業者の従事員は、正当な理由がない限り、利用者に対する居宅サービスの提供の際、知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。事業者は、事業者の従事員が退職後、在職中に知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講じます。

事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報は使いません。

7. 要望または苦情等の申し出

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、看護師、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。

(当事業所の窓口)

電話番号 : 092 - 851 - 9760

担当者 : 池田 智子

苦情を受けた従事者 → 管理者又は上司へ報告 → 内容の検討・改善措置
→ 利用者への説明 → 記録

(公的団体の窓口)

- ・福岡県国民健康保険団体連合会（サービス相談係）電話番号：092 - 642 - 7859
- ・城南区役所 介護サービス係 電話番号：092-822-2131
- ・早良区役所 介護サービス係 電話番号：092-841-2131
- ・中央区役所 介護サービス係 電話番号：092-714-2131
- ・西 区役所 介護サービス係 電話番号：092-895-7066

8. 事故発生時の対応

当事業所は利用者に対する訪問看護及び予防訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の御家族や主治医などに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行ないます。

9. 緊急時の対応

事業者は、現に訪問看護及び予防訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状が急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支

援事業者に連絡を取る等必要な措置を講じます。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
居宅介護支援事業者	氏 名	
	所属事業所	
	所 在 地	
	電話番号	

10. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を可能な範囲内で継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行う等の措置を講じるものとします。

11. 感染症の予防及び蔓延防止について

当事業所では、感染症の予防及び蔓延を防止するため、指針の整備や委員会の開催を行い、必要な研修及び訓練を定期的に行う等の措置を講じるものとします。

12. 虐待防止について

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備や委員会の開催を行い、必要な研修を定期的に行う等の措置を講じるものとします。また、利用者及び利用者代理人からの苦情処理体制の整備を行います。

当事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとします。

13. サービスの利用に関する留意事項

訪問看護及び予防訪問看護の実施にあたり下記の点についてご理解とご協力をお願い致します。

- (1) サービスに必要な金銭（買い物の代金、毎月の利用料等）は看護師等が立て替えることは致しませんので事前にご準備下さい。
- (2) 担当看護師について

サービス提供時に担当の看護師を決定しますが、実際のサービスの提供にあたっ

ては、複数の看護師が交代してサービスを提供することもあります。

(3) 看護師の交代

①ご契約者からの交替の申し出

選任された看護師の交代を希望される場合には、当該看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望される理由を明らかにして、当事業所に対して看護師の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の看護師の指名はできません。

②事業者からの看護師の交替

当事業所はなるべくおなじみのスタッフが利用者を担当するように心がけておりますが、人員体制の都合等により、担当看護師を交替することがあります。その際には契約者及びその御家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮致します。

(4) 訪問看護師の訪問記録

サービスの終了時に看護師がサービス実施の確認の為、所定の用紙に印鑑を頂きますのでご了承下さい。

(5) 利用者及び利用者代理人の禁止行為として、以下の行為を禁止します。

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：物を投げつける／蹴る／唾を吐く

②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする／待ち伏せる

14. サービス契約の終了

当事業所では、次に掲げる場合は、サービス契約を解除することができるものとします。

- (1) サービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して2ヶ月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- (2) 利用者又は利用者代理人などからの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合。

私は、「とりかい訪問看護ステーション」より訪問看護及び予防訪問看護事業についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

事業者 住所：福岡市城南区鳥飼 6-7-14
事業者名：医療法人 弘医会
とりかい訪問看護ステーション
代表者：理事長 笠原憲二 印

契約者氏名 _____

住所： _____

氏名： _____ 印 _____

利用者代理人 住所：

氏名： 印

(続柄：)

